

岡山県立和気閑谷高等学校 運動部活動に係る活動方針

令和 6 年度

1 運動部活動の目指す姿 (目標)

- (1) 生徒の生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するために、知・徳・体のバランスのとれた健全な人間的成長につながる活動を目指す。
- (2) 生徒自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間と共に考え、判断し、実践する自立した活動や、限られた練習環境・活動時間の中で工夫しながら練習に取り組もうとする資質・能力の育成を通して、主体的・対話的で深い学びの場になることを目指す。
- (3) 科学的且つ合理的なトレーニングの導入をすすめ、短時間に効率的・効果的な活動の実現と過度の練習によるスポーツ障害・外傷等のリスク軽減を目指す。

2 現在設置している運動部

硬式野球部	女子バレーボール部	ソフトテニス部
サッカー部	バスケットボール部	卓球部
陸上競技部	バドミントン部	剣道部

3 活動時間及び休養日について

- (1) 活動時間 平日の活動は1～2時間程度とする。(遅くとも19時には完全下校) 休日の活動は半日(3時間程度)を原則とする。
- (2) 休養日 原則として、一週間の中で平日に1日、休日に1日の休養日を設定し、少なくとも週あたりの休養日を1～2日設ける。
- (3) 考查期間 考查1週間前及び考查中の部活動は原則禁止とする。ただし、特に必要な場合(試合前等)に限り、顧問の指導のもと1時間程度の活動を行うことができる。

4 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部の顧問は、安全管理と事故防止に努め、熱中症や活動中の事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について事前に研修・周知をしておく。
- (2) 各部の顧問は、年度初めに年間の活動計画(大会日程・活動日時・場所・休養日等)を作成し校長に提出する。また、毎月の活動計画および実績を記入・提出する。
- (3) 校長は、運動部活動に係る活動方針及び各部の年間活動計画を学校ホームページに掲載し公表する。また、各部の顧問は事前に活動予定を配付するなどして、活動について生徒及び保護者の理解を得ておくこと。

5 その他

- (1) 体罰・ハラスメントの根絶を図るため、年1回程度の教員研修を行う。
- (2) 部は生徒会経費の中に予算(活動費)を計上することができる。また、公式戦への派遣費、登録費については生徒会派遣費支給規定により支給される。
- (3) 各部の顧問は、大会(公式戦)に出場する時は事前に出場願を作成し提出する。また、主催者が高等学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征等をする場合は年間活動計画にあげて承認を得ておくこと。

岡山県立和気閑谷高等学校 文化部活動に係る活動方針

令和 6 年度

1 文化部活動の目指す姿 (目標)

- (1) 生徒が生涯にわたる芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するために、知・徳・体のバランスのとれた健全な人間的成長につながる活動を目指す。
- (2) 生徒自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間と共に考え、判断し、実践する自立した活動や、限られた練習環境・活動時間の中で工夫しながら活動に取り組もうとする資質・能力の育成を通して、主体的・対話的で深い学びの場になることを目指す。
- (3) 短時間に効率的・効果的な活動を実践しながらも、学校・地域の行事への積極的な参加や訪問活動を通じて自己肯定感を養う。

2 現在設置している文化部

吹奏楽部	書道部	芸術部	華道部
放送部(休部)	文学部(休部)	ダンス部	商業部
英語研究部			

3 活動時間及び休養日について

- (1) 活動時間 平日の活動は1～2時間程度とする。(遅くとも19時には完全下校) 休日の活動は半日(3時間程度)を原則とする。
- (2) 休養日 原則として、一週間の中で平日に1日、休日に1日の休養日を設定し、少なくとも週あたりの休養日を1～2日設ける。
- (3) 考查期間 考查1週間前及び考查中の部活動は原則禁止とする。ただし、特に必要な場合(発表会等)に限り、顧問の指導のもと1時間程度の活動を行うことができる。

4 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部の顧問は、安全管理と事故防止に努め、活動中の事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について事前に研修・周知をしておく。
- (2) 各部の顧問は、年度初めに年間の活動計画(大会日程・活動日時・場所・休養日等)を作成し校長に提出する。また、毎月の活動計画および実績を記入・提出する。
- (3) 校長は、文化部活動に係る活動方針及び各部の年間活動計画を学校ホームページに掲載し公表する。また、各部の顧問は事前に活動予定を配付するなどして、活動について生徒及び保護者の理解を得ておくこと。

5 その他

- (1) 体罰・ハラスメントの根絶を図るため、年1回程度の教員研修を行う。
- (2) 部は生徒会経費の中に予算(活動費)を計上することができる。また、大会等への派遣費、登録費については生徒会派遣費支給規定により支給される。
- (3) 各部の顧問は、大会に出場する時は事前に出場願を作成し提出する。また、主催者が高等学校芸術連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征等をする場合は年間活動計画にあげて承認を得ておくこと。